

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人びわ湖の素 DMO（以下「当法人」という。）定款第3章の規定に基づき、法人の会員の入会および退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定と本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

第2章 入会

(会員)

第2条 当法人の会員は、次のとおりとする。なお、正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または法人その他の団体であり、次の各号の業種に合致し理事会の承認を得たもの。

- 1号 観光サービス事業者
- 2号 宿泊サービス事業者
- 3号 交通サービス事業者
- 4号 飲食事業者
- 5号 商業・物産事業者
- 6号 地域・まつり団体
- 7号 寺社・仏閣
- 8号 農林漁業者
- 9号 当法人運営支援者

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するものであって理事会の承認を得たもの。

(3) 名誉会員 当法人に功労のある者または学識経験者であって代表理事が推薦し、理事会の承認を得たもの。

(入会手続)

第3条 当法人の会員になろうとする個人または法人その他の団体は、入会申込書（様式第1号）を代表理事に提出し、承認を得なければならない。

2 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準をもとに理事会において決定する。

(1) 当法人の目的に合致するもの

- (2) 成年被後見人または被保佐人でない者であること。
 - (3) 各種法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
 - (4) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
 - (5) 会員としてふさわしいと認められる個人または法人その他の団体
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制化にある団体ではないこと。
- 3 代表理事は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（様式第2号）を入会申込者に通知するものとする。
- 4 名誉会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、代表理事の推薦によって理事会の承認を経て本人に通知するものとする。
- （会員名簿）
- 第4条 前条により入会した者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。
- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否および公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。
- （会費）
- 第5条 会費は4月1日を基準日とし、年会費とする。
- 2 会費は、別表の基準により算出した額とする。
- 3 前項の規定による額を超えて会費を納めることができる。
- （納入）
- 第6条 会員は、会費およびその他必要に応じ当法人から請求される負担金等について、通知された日から1か月以内に納入しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、期限を定めて通知されたときは、当該期限までに納入しなければならない。

第3章 退会

- （退会）
- 第7条 会員は、退会届（様式第4号）を代表理事に提出することで、任意にいつでも退会することができる。
- 2 退会しようとする者は、会費の納入等所定の義務を完了しなければならない。
- 3 第1項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 4 定款第9条および第10条の規定により、退会以外の事由によって会員の資格を喪失し

た場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 業種別代表者

(正会員業種別代表者)

第9条 正会員において、あらかじめ定められた業種において代表者を2名まで選出することができる。

2 代表者は業種別部会の中から互選によって定めることができる。

(部会)

第10条 前条で選出された代表者は、必要に応じて部会を開催することができる。

(代表者会)

第11条 第9条の規定により代表者が定められた業種が3以上あるときは、代表者会を開催することができる。

2 代表者会は代表者からの申出によって事務局長が召集する。

第5章 雑則

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、入会および退会に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改正)

第13条 本規則の改定は、理事会の承認による。

第6章 附則

(附則)

1 この規則は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

種別の会費基準

(2020年4月1日現在)

種 別		単 位 (1口)	年 額	備 考
正会員	個人会員	10,000円	左記以上	議決権あり 業種選択可 (役員の基準) 理事および監事3口以上
	法人会員	10,000円	左記以上	
賛助会員	個人会員	5,000円	左記以上	議決権なし 学生会員は大学生、短大生、専門学校生であること
	法人会員	10,000円	左記以上	
	学生会員	500円	500円	
名誉会員	—	—	—	議決権なし

(様式第1号)

一般社団法人びわ湖の素 DMO 入会申込書

一般社団法人びわ湖の素 DMO の趣旨に賛同し、定款および会員規則等を遵守することを同意した上で、下記のとおり入会を申し込みます。(太枠内をご記入ください)

年 月 日

希望する会員の種類	入会を希望される会員の種類(①～⑤)に☑を付けてください。 <input type="checkbox"/> ① 正会員(法人) <input type="checkbox"/> ② 正会員(個人) 当てはまる業種に☑を付けてください。(複数選択可) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"><input type="checkbox"/>1号 観光サービス事業者 <input type="checkbox"/>2号 宿泊サービス事業者 <input type="checkbox"/>3号 交通サービス事業者 <input type="checkbox"/>4号 飲食事業者 <input type="checkbox"/>5号 商業・物産事業者 <input type="checkbox"/>6号 地域・まつり団体 <input type="checkbox"/>7号 寺社・仏閣 <input type="checkbox"/>8号 農林漁業者 <input type="checkbox"/>9号 当法人運営支援者</div> <input type="checkbox"/> ③ 賛助会員(法人) <input type="checkbox"/> ④ 賛助会員(個人) <input type="checkbox"/> ⑤ 賛助会員(学生)
住 所	(〒 -)
氏 名 または 企業・団体名	(ふりがな) (印)
代表者名 企業・団体の場合 学 校 名 学生の場合	(ふりがな)
電話番号	() -
FAX 番号	() -
メールアドレス @

会員の種類		年会費 (1口)	口数	合計金額
正会員 当法人の社員、議決権あり	①法 人	10,000 円	□	円
	②個 人	10,000 円	□	円
賛助会員 事業の賛同者、議決権なし	③法 人	10,000 円	□	円
	④個 人	5,000 円	□	円
	⑤学 生	500 円	□	円

(様式第2号)

一般社団法人 びわ湖の素 DMO 入会決定通知書

あなたは、本法人の会員として登録されましたのでお知らせします。

年 月 日

氏名（法人名・代表者名） 様

一般社団法人びわ湖の素 DMO
代表理事

(様式第3号)

一般社団法人 びわ湖の素 DMO 会員名簿

(年 月 日現在)

(正会員)

入会 年月日	会員名		住所	連絡先 電話等	備考 (登録業種等)
	氏名 (法人・団体名)	代表者名			

(賛助会員)

入会 年月日	会員名		住所	連絡先 電話等	備考
	氏名 (法人・団体名)	代表者名			

(名誉会員)

入会 年月日	会員名		住所	連絡先 電話等	備考
	氏名 (法人・団体名)	代表者名			

(様式第4号)

一般社団法人 びわ湖の素 DMO 脱会届

私は、貴法人を脱会したいので届け出します。

年 月 日

一般社団法人 びわ湖の素 DMO
代表理事 様

〒
住所
氏名 (法人名・代表者名)

印

退会予定期日 年 月 日
退会理由等 (任意)